

発議第1号

「ハンセン病問題基本法」を制定し、国立ハンセン病療養所の地域への開放及び医療・福祉の充実を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成20年2月29日提出

提出者 高山市議会議員 車戸明良

賛成者 高山市議会議員 大木 稔
杉本 健三
伊 嵩 明博
小井戸 真人
谷 澤 政司
藤 江 久子
村 瀬 祐治
松 葉 晴彦
水 口 武彦
松 山 篤夫
牛 丸 博和
倉 田 博之
丸 山 肇
中 箴 博之

「ハンセン病問題基本法」を制定し、国立ハンセン病療養所の地域への開放及び医療・福祉の充実を求める意見書

第136回通常国会において「らい予防法の廃止に関する法律」が成立、施行され、10年余が経過した。「らい予防法」の廃止に当たって、衆参両院において全会一致で採択された国会決議では、政府に対して、高齢化・後遺障がい等の実態をふまえて医療や福祉に万全を期すこと、また、正しい知識の普及と啓発活動など差別・偏見の解消に一層努力することなどを求めている。

また、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議会」では、厚生労働省は13の国立ハンセン病療養所入所者が在園を希望する場合には、その意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに社会の中で生活するのと遜色ない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行なうよう最大限努めることを確認している。

しかし、「らい予防法廃止法」を唯一の根拠とする現在のハンセン病施策では、ハンセン病療養所は地域・国民に開放することなく閉ざされたままの施設であり、また、入所者が毎年減少する中、ハンセン病療養所施設長などが平成18年4月にまとめた「国立ハンセン病療養所の将来状況と対策の研究」では、療養所の統廃合を示唆するような報告も出される状況となっており、入所者の平均年齢が78歳を超えた現在、ハンセン病患者への医療・福祉体制の強化は急務の課題となっている。

よって国におかれては、ハンセン病問題の真の解決を図るため、下記の事項を行うよう強く要望する。

記

1. 「らい予防法廃止法」を廃止し、「ハンセン病問題基本法(仮称)」を制定すること。
2. 療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設として広く発展・開放させること。
3. ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化をはかること。
4. ハンセン病問題に対する差別・偏見の解消に一層努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月29日

高山市議会